

昭和四十六年四月十九日提出
質 問 第 七 号

憲法記念日の祝典行事開催に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十六年四月十九日

提出者 門 司 亮

衆議院議長 船 田 中 殿

憲法記念日の祝典行事開催に関する質問主意書

昭和四十六年五月三日は、わが国の基本法である日本国憲法が施行されてから二十五周年に当たる。日本国憲法の主権在民、基本的人権の尊重、平和主義の三原則は将来とも日本国政府並びに日本国民が遵守しなければならない国の基本方針である。政府はかつて憲法記念祝典行事を行なったことがあるが、その後は、絶えて、これを行なっていない。この憲法施行二十五周年を機会に政府は毎年、憲法を国民に周知する意味からも祝典行事を行なうべきであると考えることがどうか。

右質問する。